

産官学連携契約における

「学術貢献費」制度の導入について

文部科学省及び経済産業省から「産官学連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】（令和2年6月30日）」が示され、共同研究の実施におけるコスト計算の見直しを行うとともに、適切な費用負担を産業界に求めることが提唱されております。

これに伴い、本学では従来のコスト積み上げ方式の契約では計上することのできない、**本学の研究者が提供する学術的知見・技術等によって派生する付加価値**を、適切に評価いただくことを目的として、**2026年4月1日以降開始**の産官学連携契約（※1）に「**学術貢献費**」（※2）をオプションとして設定することといたします。

（※1）産官学連携契約とは、共同研究契約、委託研究契約を指します。

（※2）学術貢献費は、当該研究を実施する研究者の更なる研究の発展のための費用として、幅広く活用させていただきます。

2026年4月1日以降開始の産官学連携契約における研究費

研究経費	旅費、機器備品費、消耗品費、謝金等の当該研究遂行に直接必要な経費
【新設】学術貢献費	研究担当者が提供する学術的知見・技術等によって派生する付加価値に見合った追加的対価（金額は当該研究への貢献度に基づき、企業等と協議の上、決定）
運営経費 （研究費総額）×10% 以上	「一般管理費」および「産学連携推進のための経費」として、研究施設・設備管理費等運営上必要となる経費や知的財産管理、広報活動等広島国際大学の産官学連携の推進を図るための経費に充当

契約をご検討の皆様には、
ご理解及びご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2026年4月